



2026年 7 月30日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 経営企画部長 佐藤 篤史
(TEL 03 - 5719 - 2180)

有償ストック・オプション（「第15回新株予約権」）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年 7 月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第 240条の規定に基づき、当社及び子会社の常勤取締役及び執行役員に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権（第15回新株予約権）（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、割当予定先には、当社取締役が含まれておりますが、本件割当の当事者に該当するため、当該取締役らは本決議には参加しておりません。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、グループ経営基盤の強化と黒字体質への転換を図るために中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を実現していくにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的とし、当社及び子会社の常勤取締役及び執行役員 9 名に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、「割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が 10 営業日連続して行使価額の 65%を乗じた価格（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等により調整が行われた場合、調整後の行使価額に 65%を乗じた価額とします。）を下回った場合（以下「行使義務事由」といいます。）、本新株予約権の割当者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする義務（以下「行使義務」といいます。）が付されております。

付与対象者である当社及び子会社の常勤取締役及び執行役員が当社株価下落に対する一定の責任を負い、新株予約権者による権利放棄はできない設計となっており、かつ付与対象者の行使に必要な資力に応じた割り当て数であることを確認しております。

行使義務の発動水準を行使価格（決議日前営業日終値と同額）の 65%に相当する価額（74 円）に設定した理由と致しましては、リスクとのバランスを鑑み当社の過去の業績や株価推移を考慮し割当者が株価に対して一定の責任を負う妥当な水準であると判断したためであります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（15,191,900 株 2026 年 6 月 30 日時点）の 5%に相当します。

しかしながら、当社は現在、グループ経営基盤の強化及び黒字体質への転換を最重要課題として取り組んでおり、本新株予約権は、その実現に直接責任を負う当社及び子会社の取締役・執行役員を対象として付与するものです。役員自らが払込資金を負担した上で株価変動リスクを負い、企業価値向上の成果を株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値向上への強いインセンティブを付与することを目的としております。

また、本新株予約権は、有償発行であることに加え、株価が一定水準まで下落した場合には権利放

棄ができず行使義務を負う設計としており、さらに任意放棄や会社による恣意的な取得も認めない内容となっております。このため、割当予定先は既存株主の皆様と同様に株価下落リスクを負担し、株価及び企業価値の向上という利害を共有する仕組みとなっております。

当社としては、本新株予約権の付与により、経営陣のコミットメント及び中長期的な業績向上に向けたインセンティブを一層高めることで、黒字体質への転換、収益力の改善及び企業価値の向上を実現し、将来的な1株当たり利益（EPS）及び1株当たり純資産（BPS）の向上につなげることが期待されます。このような中長期的な企業価値向上による利益は、本新株予約権の行使に伴う約5%の希薄化の影響を上回るものと判断しており、株式の希薄化への影響は合理的であると考えております。

当社は、各割当予定先に対し、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に必要な資金について確認を行い、各割当予定先から、自己資金により充当する予定であり、本新株予約権の行使に支障はない旨の説明を受けております。当社は、各割当予定先の報酬その他の状況及び当該説明を踏まえ、本新株予約権の発行に係る払込み及び行使に必要な資金を確保することが可能であると判断しております。

また、本新株予約権は、対象となる役員・執行役員が既存株主の皆様と同様に株価下落等のリスクを負うことで、業績向上に対するモチベーションと責任感を同時に生み出すスキームとして設計しております。そのため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する「新株予約権割当契約」において、以下の点を明確に定めております。

- ① 割当者は、本新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない旨
- ② 本新株予約権の発行要項5に定める取得条件（組織再編等の事由）を除き、当社は本新株予約権を取得することができない旨
- ③ 割当者は、退職その他の理由により当社又は当社子会社における取締役、執行役員、監査役又は従業員その他の地位を有しなくなった場合であっても、本新株予約権の行使義務を負うこと（当該地位を有しなくなった後に行使義務事由が発生した場合を含み、行使義務については発行要項3.（6）②の在籍要件は適用されないこと）

これにより、割当予定先が任意に権利を放棄あるいは当社が任意に取得・救済することで不利益を回避することを遮断し、既存株主の皆様とリスク及び利益の共有を図りつつ、中長期的な企業価値向上を目指す合理的な設計としております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

7,595 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 759,500 株とし、下記 3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の払込金額及びその算定方法

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権 1 個当たり 176 円とする。なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢 元）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、当該権利の行使価額に 65% を乗じた価額を、10 営業日連続して下回る状況が生じる（強制行使条項（発行要項 3（6）①）が発動する）確率及び一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価 113 円、権利行使価格 113 円、ボラティリティ 58.77%、権利行使期間（2026 年 8 月 15 日～2029 年 8 月 14 日）、リスクフリーレート 1.668%、配当率 0%、市場リスクプレミアム 9.4%、対指数 B 1.129）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。

当社は、同評価機関において合理的かつ適正な手法により算定された評価額と同額にて発行価格（払込金額）を決定したことから、本新株予約権の発行は特に有利な金額での発行（有利発行）には該当しないと判断している。上記払込金額について、当社監査等委員 3 名全員から、上記第三者機関による算定結果に照らし、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通

株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2026 年 7 月 29 日）での東京証券取引所における当社株価の終値である 113 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026 年 8 月 15 日から 2029 年 8 月 14 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が 10 営業日連続し

て行使価額に65%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行決議日において前提とされていた事情に大きな変更が生じたと当社取締役会が判断した場合
- (b) その他、新株予約権者の不正行為等により他の新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。なお、新株予約権者は該当事由の判断の決議には参加しないものとする。
- ② 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役及び執行役員、監査役、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 前号の定めにかかわらず、本新株予約権について①に定める行使義務が生じた場合、新株予約権者は、取締役、執行役員、監査役又は従業員その他の地位を有しているか否かにかかわらず、残存するすべての本新株予約権について①に定める行使義務を負うものとする。
- ④ 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 新株予約権者が以下のいずれかに該当した場合、当該新株予約権者は残存する本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - (d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - (g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - (h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - (i) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

4. 新株予約権の割当日

2026年8月15日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社株式に係る株式併合について株主総会の承認がなされた場合、または特別支配株主による当社株式の売渡請求について当社の承認（会社法第179条の3第1項）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、上記3.（6）⑦（a～i）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当て対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（予定）

当社常勤取締役3名に対し、4,751個

当社執行役員1名に対し、474個

当社子会社取締役4名に対し、1,896個

当社子会社執行役員1名に対し、474個

9. 申込期日

2026年8月14日

10. 新株予約権と引換にする金銭の払込期日

2026年8月14日

以 上